



島根県報

令和5年4月7日(金)

号外第59号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

島根県告示第283号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	美川周布線	浜田市吉地町イ11番地先から同町イ30番1地先まで	前	メートル 10.80～ 14.80	メートル 120.00	浜田県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	13.80～ 18.60	120.00		

島根県告示第284号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	桜江金城線	江津市桜江町市山545番1地先から同552番1地先まで	メートル 389.00	令和5年 4月7日	浜田県土整備 事務所	